

広報

あしや

No. 1042

平成22年
(2010年)

8月15日号

毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/
芦屋市役所(広報課)
TEL. 0797-31-2121 FAX. 0797-38-2152
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.lg.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.hyogo.jp



呉川町に「保健福祉センター」がオープンしました
福祉・保健・歯科センターを複合させた「保健福祉センター」が
オープン、7月20日(歯科は8月1日)から業務を開始しました。

◆ 芦屋市制施行70周年記念写真集<第2部> ◆ 「とっておきの芦屋」入選作品が決まりました

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

市制施行70周年記念写真集「芦屋の四季・70選」および第二部とっておきの芦屋への写真募集・選定が、このほどすべて終了しました。
振り返ってみれば、この一年間で延べ二百一人ものかたが、合計四百九十四点の写真を応募してくださいました。ありがとうございました。
今後は、市制施行記念式典の実施される本年十一月までに写真集が発行できるように、編集作業に取り組んでいきます。
また、十月末から十一月初旬には、市民センター展示場で、「芦屋の四季・70選」(第二部も含む)の入選作品の展示を予定しています。
なお、「芦屋の四季・70選」の追加募集となった第二部へは、四十二人のかたが百一点の作品を、お寄せくださいました。
去る七月十六日(金)に選定委員会を開催し、次の八点を「芦屋の四季・70選」第四期の入選作品は2面に掲載しています。



①川上裕功さん「宮川河畔のさくら」



②島村幸重さん「春の雪・中央公園」



③鈴森 仁さん「弁天岩」



④中井茂人さん「まちの見張り番」



⑤濱田吉弘さん「奥山の朝霧」



⑥松本 勇さん「芦屋川の清流」



⑦和泉成信さん「二重の虹・西浜公園」



⑧吉川艶子さん「芦屋雪景色」

※「とっておきの芦屋」の審査については、「芦屋の四季・70選」の募集期間に入らない写真、または歴史や伝説の地にまつわるような写真で、「芦屋の四季・70選」とは別に、未来へと残しておきたい芦屋の風景写真を選定しました。

- 【「とっておきの芦屋」入選作品】
- 川上 裕功さん 「宮川河畔のさくら」
 - 島村 幸重さん 「春の雪・芦屋中央公園」
 - 鈴森 仁さん 「弁天岩」
 - 中井 茂人さん 「まちの見張り番・芦屋警察署」
 - 濱田 吉弘さん 「奥山の朝霧」
 - 松本 勇さん 「教会を映す芦屋川の清流」
 - 和泉 成信さん 「二重の虹・西浜公園」
 - 吉川 艶子さん 「芦屋雪景色・業平公園横」

平成22年 第3回 市議会定例会の日程

問い合わせ 市議会事務局 ☎38-2001

平成22年第3回定例会は、9月7日(火)に招集され、10月15日(金)までの日程で開催する予定です。
傍聴を希望されるかたは、日程が変更になることがありますので、お確かめの上ご来場ください。

《定例会日程》

- 9月6日(月) 【議会運営委員会】
- 9月7日(火) 【本会議】 議案提案説明等
- 9月8日(水) 【都市環境常任委員会】 議案・請願等の審査
- 9月9日(木) 【民生文教常任委員会】 議案・請願等の審査
- 9月10日(金) 【総務常任委員会】 議案・請願等の審査
- 9月14日(火) 【議会運営委員会】
- 9月15日(水)・16日(木) 【本会議】 一般質問等
- 9月17日(金) 【決算特別委員会】 概要説明
- 9月28日(火) 【議会運営委員会】
- 9月29日(水) 【本会議】 委員長報告・討論・表決等
- 10月6日(水)・7日(木)・8日(金) 【決算特別委員会】 議案の審査
- 10月14日(木) 【議会運営委員会】
- 10月15日(金) 【本会議】 委員長報告・討論・表決等

「敬老会」を開催します



- 日時 9月4日(土) 午前10時30分～正午 午後1時30分～3時
- 会場 ルナ・ホール
- 内容 お祝いの式典と余興
- 対象 国道2号より以北に在住 以南に在住の次のかた
- 《お招きするかた》*「案内はがき」を8月中旬に送付
 - 数え77歳(古希)(昭和15年生まれ)のかた
 - 数え77歳(喜寿)(昭和9年生まれ)のかた
 - 数え88歳(米寿)(大正12年生まれ)のかた
 - 数え99歳(白寿)(明治45年・大正元年生まれ)のかた

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

ルールを守って楽しい花火

- 花火に書いてある遊び方をよく読んで、必ず守りましょう。
- 風の強いときは花火遊びはやめましょう。
- 花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊ばないようにしましょう。
- 必ず水を用意しましょう。
- 花火のごみは必ず持ち帰りましょう。
- 市民マナー条例で、午後9時以降から翌朝午前6時まで禁止されている地域があります。ご注意ください。



問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

夜間花火の禁止

「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(マナー条例)第13条により、公園や海岸・河川等の公共の場所では、夜間(午後9時～翌朝午前6時)花火を禁止します。また、花火による騒音から地域住民の皆さんの生活環境を守るため、潮芦屋地区の一部では花火を終日(24時間)禁止しています。皆さんのご協力をお願いします。
※線香花火・へび玉は禁止対象外



問い合わせ 環境課 ☎38-2050